

## 雇用調整助成金の特例措置の拡大(緊急雇用安定助成金含む)

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用保険被保険者とならない労働者について、休業等により雇用調整を行う農業経営体も本助成金の対象となります！**

### 【助成額】

労働者をやむを得ず休業させた際に、支払った休業手当等の額の5分の4※を助成等(解雇等をしていない、休業手当を6/10以上支払っている場合等は助成率を引き上げ)(上限8,330円/日)

※ 常時使用する従業員の数が300人以下、又は、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の場合

【助成対象期間】 4月1日～6月30日

【休業等実施計画】 6月30日までに労働局又はハローワークへ提出

※ 「農業等個人事業所に係る証明書」が必要な方は、6月16日までに最寄りの都道府県拠点へ申請願います。(申請の詳細は、裏面をご確認願います。)

### 【助成対象事業主】

令和2年1月23日以前より事業を開始し、雇用契約を締結している労働者がおり、次のいずれかに該当する農業経営体

※詳細は、厚生労働省の本助成金のリーフレット・助成金要領をご覧ください。

- A ・雇用保険に加入している農業経営体  
・労働者災害補償保険に加入している農業経営体

➡ 最寄りの労働局又はハローワーク(下のQRコード)、  
雇用調整助成金等コールセンター(0120-60-3999)にお問い合わせ下さい

(助成金の詳細・申請書)

(助成金の詳細・申請書) (問合せ先)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

(労働局、ハローワークの問合せ一覧)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html)



- B Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所※である農業経営体  
※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

➡ 助成金の申請には、各地方農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。  
詳細は裏面をご確認して、地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

(「農業等個人事業所に係る証明書」の申請様式、問合せ先等)

(申請様式、問合せ先等)

[https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou\\_jinzaiikusei\\_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html)

北海道農政事務所 担い手育成課011-330-8809

札幌地域拠点011-330-8821

旭川地域拠点0166-30-9300

函館地域拠点0138-26-7800

帯広地域拠点0155-24-2401

釧路地域拠点0154-99-9046

北見地域拠点0157-23-4171



# 助成対象Bに該当する農業経営体の申請様式及び手続きフロー

## 【必要な申請書類】

### ○緊急雇用安定助成金の休業実施計画届出時

(農林水産省で定めた様式)

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書 (様式第1号)
- ②事前要件確認書 (様式第3号)
- ③添付書類一式

【耕種の場合】原則、耕作証明書

【畜種の場合】原則、家伝法の定期報告書の写し並びに直近1ヶ月の出荷伝票の写し

※やむを得ない理由により、上記以外の添付書類の提出を検討している場合は地方農政局・都道府県地域拠点等にお問い合わせください。

### ※ 厚労省への提出書類、添付書類が簡素化されました！

(厚生労働省で定めた様式)

#### ④届出様式

- ・緊急雇用安定助成金休業実施計画届 (様式第1号(1)) → 事後提出が可能 (6/30まで)
- ・休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 (様式第1号(2))
- ・休業計画一覧表 (様式第1号(3)) → 作成不要

#### ⑤添付書類一式

- ・雇用調整の実施について事業主等と労働者代表等との間で締結した協定に関する確認書類 (例：休業協定書等)
- ・事業所の状況が確認できる書類  
(例：中小企業の該当の有無等の確認：被雇用者全員の労働者名簿等、  
・所定労働日・労働時間や賃金制度等の確認：就業規則や給与規定等、  
・生産指標の確認：総勘定元帳等 → 売上がわかる既存書類で可)
- ・対象労働者に関する書類  
(例：雇用契約書や労働条件通知書等)

### ○緊急雇用安定助成金の支給申請時(休業実施終了後2ヶ月以内、休業実施計画届と同時申請も可)

(厚生労働省で定めた様式)

#### ⑥申請様式

- ・緊急雇用安定助成金支給申請書 (様式第2号(1)) → 記載内容を大幅に削減
- ・助成額算定書 (様式第2号(2)) → 記載内容を大幅に削減
- ・休業計画・実績一覧表 (様式第2号(3)) → 日数合計のみ、残業時間不要
- ・支給要件確認申立書 (様式第3号) → 簡易に回答出来るような様式に変更

#### ⑦添付書類一式

- ・労働・休日及び休業の実績が確認できる書類  
(休業等の実績の確認：出勤簿、タイムカード等 → 手書きのシフト表等でも可  
休業手当等の確認：賃金台帳等 → 給与明細の写し等でも可)

## 【手続きフロー】

